

モデルケースによる犯罪被害者等に対する
経済的支援の状況の各国比較

モデルケースによる犯罪被害者等に対する経済的支援の状況の各国比較

モデルケース	国名	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ (ニューヨーク州)	韓国	日本
死亡したケース 所得のある夫、専業主婦の妻、子2人の世帯で、夫が犯罪被害により死亡したケース 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：550万円 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳）	犯罪被害者等を対象とした補償制度等	被害者補償費の総額 £500,000 (60,500,000円)	被害者補償費の総額 €704,676.89 (73,286,397円)	被害者補償費の総額 €494,855 (51,464,920円) ※ 年金形式であり、妻は44年間、子どもは18歳まで受給するとした場合の概算 ※ 被害者の職業上の地位が「職業教育修了」(給料グループA7)の比較所得(€2,297/月)のケースで、妻と子供2人が残された場合で試算	被害者補償費の総額 扶養の喪失分として週の上限\$600を最大\$30,000まで(2,340,000円) +他の給付源でカバーされない犯罪に関連した自己負担費用として ・葬儀費用 ・妻・子どものカウンセリング費用等(算定困難)	被害者補償費の総額 約5,580万₩ (約3,906,000円) +その他被害者施策としての経済的支援 ・生活費支援 最大300万₩(210,000円) ・奨学金支給(モデルケース世帯では非該当) ※ ただし、犯罪被害救助金支給の有無を勘案される	被害者補償費の総額 ・遺族給付金 23,521,912円 ※ 犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合、犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合などに全部又は一部が支給されないことがある。 ※ また、他の法令により給付等が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合には、その限度において支給が調整される。
	「年金」	・企業年金(算定困難)	・社会保険(死亡) €8,838/年 (919,152円/年)	・遺族年金 死亡した年金加入者の年金受給金の55%(算定困難) ・遺児年金 死亡した年金加入者の年金受給金の10%(算定困難)	・社会保障遺族年金 \$3,386.90/月 (264,178円/月) ・死亡一時金 \$255(19,890円)	・遺族年金 ₩231,240/月 (16,187円/月) ・扶養家族年金 ₩151,490/年×2人 (10,604円/年×2人)	・遺族基礎年金 1,239,100円/年 +遺族厚生年金(算定困難)
	「各種手当」	・遺族一時金 £2,000(242,000円) ・子を持つ未亡人の手当金 £100.70/週 (12,185円/週)	・家族手当€161.16/月(16,761円/月) ・家族支援手当€176.88/月(18,396円/月) ・新学年手当€585.63/年(60,906円/年) ・住宅手当€420/月(43,680円/月) ※ €600の家具なしアパートを賃貸していると仮定	・子ども手当 子ども一人あたり €184/月(19,136円/月)			・児童扶養手当 ※ ただし、妻又は子が夫の死亡に伴う公的年金給付の対象となる場合には支給されない。
	「公的扶助」	(実質収入や資産によっては) ・所得補助 ・地方自治体税控除	(所得によっては) ・積極的連帯所得手当による支給	(生活困窮者に対して) ・生活扶助 ※ 被害者補償等の適用を受ける場合は本制度の併用適用は考えにくい。	詳細不明	(所得によっては) ・基礎生活保障制度又は緊急支援制度による支給	・資産、収入その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する場合は、生活保護の対象となることもあり得る。

重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6ヶ月間の入院加療を要する傷害を負った。1年間の通院の後、随時介護を要する状態(障害等級1級相当)となった。 年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：550万円 家族構成：妻(38歳・専業主婦) :長男(11歳) :長女(9歳)	犯罪被害者等を対象とした補償制度等	被害者補償費の総額(概算) £500,000 (60,500,000円)	被害者補償費の総額 €821,303.51 (85,415,565円)	被害者補償費の総額 €1,262,400 (131,289,600円) ※ 年金形式であり、夫が40年間受給するとした場合の概算 ※ 被害者(男性、45歳、既婚、職業上の地位が「職業教育修了」(給料グループA7)の比較所得=€2,297/月)が失明したケースで試算	被害者補償費の総額 収入の損失分として週の上限\$600を最大\$30,000まで(2,340,000円) +他の給付源でカバーされない犯罪に関連した自己負担費用として ・被害者、妻、子どものカウンセリング費用 ・医療費、医療のための交通費など(算定困難)	被害者補償費の総額 約4,653万W (約3,257,100円) +その他被害者施策としての経済的支援 ・生活費支援 最大300W万(210,000円) ・治療費支援(算定困難)原則最大500万W(35万円) ・奨学金支給(モデルケース世帯では非該当) ※ ただし、犯罪被害救助金支給の有無を勘案される	被害者補償費の総額 ・障害給付金 26,038,350円 ・重傷給付金 上限1,200,000円 ※ 犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合、犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合などに全部又は一部が支給されないことがある。 ※ また、他の法令により給付等が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合には、その限度において支給が調整される。	
		「年金」	・企業年金(算定困難)	・障害年金 €1,473/月(153,192円/月) ・障害者追加手当 €4656.69/年(484,296円/年)	・法的年金制度に基づく稼働能力の減退に伴う年金(算定困難) ・法的年金が保障するリハビリテーションサービス(算定困難)	・社会保障障害年金 \$4,795/月(374,010円/月)	・障害年金 W296,340/月(20,744円/月) ・扶養家族年金 配偶者 W227,270/年(15,909円) ・扶養家族年金 子女 W151,490/年×2人(10,604円/年×2人)	・障害基礎年金 1,435,700円/年 ・障害厚生年金(算定困難)
		「各種手当」	・介護者手当 £88.25/月(10,678円/月) ・障害者生活手当 最高 £125/週(15,125円/週) ・法定疾病給付 ・雇用及び支援手当	・家族手当€161.16/月(16,761円/月) ・家族支援手当€176.88/月(18,396円/月) ・新学年手当€585.63/年(60,906円/年) ・住宅手当€420/月(43,680円/月) ※ €600の家具なしアパートを賃貸していると仮定	・子ども手当若しくは子ども所得税控除 子ども一人当たり€184/月(19,136円/月)			・児童扶養手当 ※ただし、障害年金の子の加算の対象となっている児童には支給されない。
		「医療保険」	・国民保健サービス(NHS)原則として無料	・医療保険による給付 障害者の医療費は100%負担される	・法的健康保険制度原則として現物給付	(加入資格が発生すれば) ・公的医療保険による給付	・国民健康保険制度による給付 入院治療費の80%、通院治療費の40%~70%を支給	・健康保険制度による給付 治療中の医療費の7割等(算定困難) ・傷病手当金 最大1年6か月の支給で約490万円 ※ 賞与58万円・月給を41万円と想定 (要件を満たす場合) ・自立支援医療制度 医療保険による給付と自己負担額との差額を支給
		「公的扶助」	(実質収入や資産によっては) ・所得補助 ・地方自治体税控除	・成人障害者収入補填 €179.31/月(18,648円/月) (所得によっては) ・積極的連帯所得手当による支給	(生活困窮者に対して) ・生活扶助 ※ 被害者補償等の適用を受ける場合は本制度の併用適用は考えにくい。	詳細不明	(所得によっては) ・基礎生活保障制度 又は ・緊急支援制度による支給	・資産、収入その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する場合は、生活保護の対象となることもあり得る。
「その他」				【NY州の保険制度】 受給資格があれば ・ニューヨーク州障害保険週の上限\$170×26週まで(13,260円×26週まで)				

					【NY州の保険制度】 受給資格があれば ・ニューヨーク州障害保険 週の上限\$170×26週まで (13,260円×26週まで)		
夫が妻を殺害したケース (親族間犯罪・DV) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース 年齢：40歳 性別：女性 職業：専業主婦 年収：なし 家族構成：長男（14歳） ：長女（11歳） ：夫（43歳・加害者）	「その他」	被害者補償費の総額 £31,000 (3,751,000円)	被害者補償費の総額 精神的苦痛に対する補償として 子ども1人当たり€30,000 (3,120,000円)	被害者補償費の総額 €40,260 (4,187,040円) ※ 年金形式であり、長男・長女に18歳まで支給されるものした場合の概算	被害者補償費の総額 他の給付源でカバーされない犯罪に関連した自己負担費用として ・葬儀費用 ・子どものカウンセリング費用等（算定困難）	犯罪被害救助金支給なし ※ ただし、個別事情を考慮した復活支給もありうる その他被害者施策としての経済的支援 ・生活費支援 原則最大300万円 (210,000円) ・奨学金支給（算定困難） ※ 中学生相当の長男が対象となる可能性あり ※ ただし、犯罪被害救助金支給の有無を勘案される	被害者補償費の総額 (支給要件に該当する場合) ・遺族給付金 4,800,000円 ※ 犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合、犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合などに全部又は一部が支給されないことがある。 ※ また、他の法令により給付等が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合には、その限度において支給が調整される。
	「各種手当」	・子ども手当 子ども二人で £33.70/週(4,078円/週) ・子ども税控除 ・後見人手当 子ども一人当たり £14.75/週 (1,785円/週)	・子どもを受け入れた家族に対する家族支援手当 子ども二人で€235.84/月 (24,527円/月) ・新学年手当 子ども二人で €601.32/年 (62,537円/年)	・子ども手当若しくは子ども所得控除 子ども一人当たり€184/月 (19,136円/月)	詳細不明	詳細不明	(支給要件に該当する場合) ・遺族基礎年金 子ども一人当たり 506,400円/年

注1) モデルケースについては、詳細な条件を設定しておらず、給付額はあくまで概算又は推定であり、各制度の適用の有無についても条件により変わり得る。

注2) 社会保障・福祉関連の制度については、各モデルケースで適用の可能性が想定されるものを挙げているが、実際に適用され得る制度すべてを網羅的に示しているものではない。

注3) 外国通貨については、平成23年12月7日現在のレートをもとに、€1=104円、£1=121円、\$1=78円、¥1=0.07円として換算している。

注4) イギリス、フランスにおける被害者補償の総額については、その他利用しうる制度による支給額との調整がなされた額として試算している。

注5) 被害者が死亡したケースについては、死亡前の治療状況について条件設定をしていないため医療費については除外している。